

入札契約関係書類等の押印の義務付けの廃止についてのお知らせ

令和3年4月1日より、入札契約関係書類等の押印について下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1 押印の義務付けを廃止する書類

別紙「押印省略様式等一覧表」のとおりとします。

【入札関係書類】

入札に関する内容質問書、条件付一般競争入札参加資格確認申請書、工事費内訳書など

【契約関係書類】

見積書、請書、給付完了通知書、工程表、現場代理人及び主任技術者等(変更)届など

【工事・測量コンサル関係書類】

工事材料使用承諾願、工事打合せ簿、段階確認書など

2 押印が必要な書類

- ・入札書、代理入札に係る委任状
- ・契約書

3 留意事項

・押印の義務付けを廃止する書類について、押印されていても、従前どおり取り扱うこととします。押印しないことを強制するものではありません。

・押印の義務付けを廃止する書類の一部(入札関係書類、見積書など)については、本人確認・文章の真正性を担保するため、担当者名と連絡先を追加している書類があります。該当書類は、別紙「押印省略様式等一覧表」の備考欄に「担当者名と連絡先を追加」と記載しています。

・押印の義務付けを廃止する書類について、本人確認等のため、電話等で内容を確認する場合があります。

・新しい様式等は、周南市契約監理課のホームページに掲載します。

以上

工事担当	TEL 22-8425
物品業務委託担当	TEL 22-8234
入札制度改革・技術指導室	TEL 22-8222